

VOC 排出抑制制度（法規制と自主的取組を組み合わせた対策手法）のイメージ
（実態調査を進めるに当たっての共通理解）

(社)日本化学工業協会 伊藤 洋之
(社)日本自動車工業会 大野 英弘
日本産業洗浄協議会 土井 潤一
日本製紙連合会 二瓶 啓
(社)日本建材産業協会 藤田 清臣

対象施設 6 類型のイメージ（主なもの）

- * 実態調査の対象施設の選定にあたり、排出量の大小に関わらずそれぞれの類型に当てはまる典型的なものを個別の業態の実態を把握する観点から業態ごとに分類して以下のとおり整理する。これらの実態調査を踏まえた「VOCの排出量が多く、大気環境への影響も大きい施設」の選定を進めるべき。

塗装施設及び塗装後の乾燥・焼付施設

自動車製造業における塗装施設、窯業外装材製造業における塗装施設等

化学製品製造における乾燥施設

- * 「化学製品」の範囲を明確にすることが必要。

工業用洗浄施設及び洗浄後の乾燥施設

印刷施設及び印刷後の乾燥・焼付施設

染色整理業における布地の捺染施設等

VOCの貯蔵施設

接着剤使用施設及び使用後の乾燥・焼付施設

染色整理業における擬革（人工皮革）の製造施設、加工紙製造業における粘着紙製造設備、繊維板製造業における繊維板製造施設等

- * 「化学製品製造における乾燥施設」との仕切を明確にすべき。

対象VOCのイメージ

- ・ 沸点が高く、揮発性の低い有機化合物は、環境中への排出量が少なければ規制の対象から除外してよいのではないか。
 - * 沸点がある程度以上の有機化合物使用施設について環境中への排出が少ないかどうか実態調査が必要。
- ・ 常温で気体であっても、大気との反応性が相当程度小さい有機化合物（例えばフロン類（CFC、HFC等））は、大気への影響が小さいため、規制の対象から除外

してよいのではないか。

対象施設の裾切り基準について

- ・ 中小企業が不必要に規制の対象とならないよう、施設の裾切り要件等について十分な配慮（大企業中心の業態と中小企業中心の業態とを区分した裾切り要件の設定等）が必要ではないか。
 - * 対象施設の裾切り基準の上限を決める情報として、中小企業が主体となる業態の実態の調査が重要ではないか。

排出基準について

- ・ 平成 12 年度の排出量を削減目標の基準値とすることとなっているが、それ以前から既に自主的取組により排出削減を進めてきた実績を評価した基準作りが必要ではないか。
 - * 例えば、既に相当の取組が進んでいる施設において、全く対策がなされていない場合の排出量（例えば除去装置の設置による対策については、除去装置の入り口の測定濃度を元に算出する排出量）を基準値とする等の工夫が必要でないか。
- ・ 排出基準の設定に当たっては、自主的取組によって相当程度削減が進んでいる業界の実態を評価して決めることが必要ではないか。
 - * 例えば、低 VOC 塗料の導入を相当進めた事業者が基準をクリアできないような事態が避けられるよう、これらの事業者の実態調査も十分行った上での基準作りが必要ではないか。
 - * 排出基準の上限を決めるための情報として、VOC の使用量が多いが相当対策が進んでいる事業者の実態調査が重要ではないか。
- ・ 排出量を求めるための測定口について、排出口が多数あるような施設形態の場合は、効率化の観点からも、最も排出量の多い排出口のみを測定すればよいように制度設計すべきではないか。
 - * 上記のような施設形態の場合、最も排出量の多い排出口というのがある程度定型化できるのか、実態調査を踏まえて評価することが必要ではないか。